

## 公立大学法人福知山公立大学事務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は、福知山公立大学組織規程(平成28年公立大学法人福知山公立大学規程11号)に基づき、事務局のグループ及びグループに置く担当の名称及び分掌事務に関する事項を定め、事務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(総務企画・財務グループ)

第2条 総務企画・財務グループに企画戦略担当、地域連携・協働担当、総務・人事担当及び財務担当を置く。

2 企画戦略担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福知山市との調整、その他必要なことに関する事。
- (2) 自己点検評価及び認証評価に関する事。
- (3) 大学の事業計画、事業報告に関する事。
- (4) 中期目標、中期計画、年度計画及び事業報告に関する事。
- (5) 運営等に係る企画立案と実施に関する事。

3 地域連携・協働担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域活性化につながる取組みの支援に関する事。
- (2) 産官学連携の推進に関する事。
- (3) 北近畿地域連携センター及び市民学習・キャリア支援センターの庶務に関する事。
- (4) 地域や企業連携の企画立案及び推進に関する事。
- (5) 大学連携の推進に関する事。

4 総務・人事担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大学の組織及び業務改善に関する事。
- (2) 大学の組織改編の推進に関する事。
- (3) 人事及び給与に関する事。
- (4) 文書管理及び公印管理に関する事。
- (5) 法令、大学の諸規程に関する事。
- (6) 大学の諸式及び行事に関する事。
- (7) 大学の広報(ホームページの管理を含む)に関する事。
- (8) 研究支援及び推進に関する事。
- (9) 外部資金の申請・管理に関する事。
- (10) 物品の管理に関する事。
- (11) 事務の総括及び連絡調整、SDの推進に関する事。

- (12) 情報化に関すること。
- (13) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (14) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (15) 危機管理の総括に関すること。
- (16) 大学の防火防災に関すること。
- (17) 大学の安全衛生管理に関すること。
- (18) 大学が管理をする建物等の施設及びキャンパス環境の使用管理に関すること。
- (19) 大学の公用車等に関すること。

5 財務担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大学の予算に関すること。
- (2) 大学の決算に関すること。
- (3) 大学が管理をする財産に関すること。
- (4) 大学の資金計画及び資金調達に関すること。
- (5) 大学の金銭出納その他会計事務に関すること。
- (6) 財政計画立案に関すること。
- (7) 予算及び決算に関すること。
- (8) 経理に関すること。

(学務・学生支援グループ)

第3条 学務・学生支援グループに入試広報担当、学務担当及び学生・キャリアサポート担当を置く。

2 入試広報担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学生募集全般に関すること。
- (2) 入試の企画立案及び実施に関すること。
- (3) オープンキャンパスに関すること。
- (4) 大学入試センター試験の実施に関すること。
- (5) 高大間の連携に関すること。
- (6) 入学手続きに関すること。

3 学務担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学年暦に関すること。
- (3) 履修及び成績管理に関すること。
- (4) 授業の休講及び補講に関すること。
- (5) 学生の試験、成績に関すること。

- (6) 学籍管理に関する事。
- (7) 科目等履修生、聴講生等に関する事。
- (8) FDの推進に関する事。
- (9) メディアセンターの運用に関する事。

4 学生・キャリアサポート担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学生の課外活動に関する事。
- (2) 学生の奨学金及び経済支援に関する事。
- (3) 学生の賞罰に関する事。
- (4) 学生の生活環境に関する事。
- (5) 学生相談及び学生の健康管理に関する事。
- (6) 学生の就職・進学指導に関する事。
- (7) 学生の就職先・進学先開拓に関する事。
- (8) 学生のキャリア育成に関する事。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、必要に応じて事務局長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。